

－ 稚内ブランド認定申請の募集について －

稚内ブランド推進協議会では、稚内の豊かな自然から生まれる豊富な水産や農畜産物、また、これらの資源を活かして生産された産品を『稚内ブランド』として認定し、広く国内外へ情報発信することにより、稚内産の物産品の知名度向上及び販路拡大、観光客誘致に繋げ、稚内のイメージアップを図るとともに地域経済・産業の活性化を目指すことと致しました。

このことにより、「稚内ブランド」の認定にかかる申請を下記のとおり募集しますので、「稚内ブランド認定要領」等などを参考の上、申請してください。

記

1.募集期間

平成 24 年 12 月 28 日（金）～平成 25 年 1 月 31 日（木）

2.申請資格

稚内市内に本社又は事業所があり、食料品製造・加工及び販売している事業者であって、市税の滞納がない者を対象とします。

3.対象となる商品

稚内ならではのもの、稚内らしいものとして広く消費者から認知されているものとし、生産・製造・販売に至るまでの間に市内事業者が深く関わっており、主原料が稚内産、若しくは北海道産の素材を使用し、稚内をイメージできる飲食料品を対象とします。

3.申込品数

応募できる商品は、一事業者につき 2 品までとします。（ブランド認定品を除く）

4.申込方法

申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添えて稚内ブランド推進協議会（事務局：稚内市役所建設産業部水産商工課）まで提出して下さい。（持参又は郵送）

申込様式、認定要領は、稚内ブランド推進協議会 HP からダウンロードすることができます。また、市役所水産商工課にも用意しております。（一品毎に申請書を作成）

5.認定方法

募集期間終了後、稚内ブランド推進協議会は、稚内ブランド認定審査会へ付託し、認定基準に基づいた審査会を開催します。

審査会は 2 月下旬を予定しており、書類・試食審査を実施します。

6.認定基準

原材料、味覚、安全・信頼性、生産体制、地域性、商品への拘りなどに対する基準を設け、審査します。

7.認定

稚内ブランド認定審査会の審査結果を受け、稚内ブランド推進協議会が認定します。(3月予定)
認定された商品は、稚内ブランド推進協議会が作成するパンフレットや、当協議会や各関係機関のHP、メディア、旅行雑誌等のほか、各種イベントへの出品、道内外物産展で積極的に周知します。

また、認定された商品を扱う事業者については、イベントや物産展等への積極的な参加に努めていただきます。

なお、認定商品には稚内ブランド協議会が作成する認定シール、またはパッケージへの刷り込み用データを無償で提供致します。(※シールについては数量限定)

※認定された商品の有効登録期間は3年間とし、一商品につき初年度10,000円の認定登録料が必要となります。(2年目以降は5,000円)

8.問い合わせ先

稚内ブランド推進協議会 (<http://www.wakkanai-brand.jp>)

事務局：稚内市役所建設産業部水産商工課

住所：稚内市中央3丁目13番15号

TEL：23-6467

FAX：23-7999

E-mail：suisansyoko@city.wakkanai.hokkaido.jp